

瀬戸市情報公開審査会答申第19号

1 審査会の結論

異議申立人が行った「平成23年度 統合保育 指導計画」（以下「本件対象文書A」という。）及び「平成23年度 自主研修」（以下「本件対象文書B」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、異議申立人が平成24年3月29日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成24年5月10日付け23瀬こ第1118号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、公文書の公開を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第4条第2号及び第5号による不開示情報該当性について

(ア) 条例第4条第2号及び第5号に該当しない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第4条2号による不開示事由該当性について

ア 本件対象文書Aに記載されたイニシャル（障害名）、園長、主任及び担任の印影並びに本件対象公文書Bに記載された名前及び生年月日は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

イ 本件対象文書Bに記載された保育年齢、保育歴及び家族構成の情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性がある情報であり、特定の個人を識別できる情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

(2) 条例第4条第5号による不開示事由該当性について

ア 本件対象文書Aに記載された指導計画等及び観察記録等並びに本件対象文書Bに記載された記録年月日、保育内容及び感想の情報は、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示情報に該当する。

4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成24年 6月11日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成24年 6月26日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成24年 9月28日 実施機関からの説明聴取及び審査
- (4) 平成24年10月31日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第2号及び第5号により不開示とした情報については、不開示事由に該当しないとし、開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

ア 平成23年度 総合保育 指導計画

イ 平成23年度 自主研修

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第4条第2号による不開示情報該当性について

- (ア) 条例第4条第2号は、個人のプライバシーを保護するため、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている公文書については開示しないことができると規定している。つまり、本条例は、個人のプライバシーの具体的な内容やその保護すべき範囲が、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことに鑑み、個人に関する情報に配慮する立場を採っている。

したがって、「個人に関する情報」とは、氏名、住所をはじめとする個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別できるもの、または識別することができることとなるもの」とは、その情報から特定の個人が識別可能な場合はもとより、他の情報と結び付けることにより識別できる場合も含むこととしている。

この条例のこの趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第2号に該当するとして不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報を次のとおり分類のうえ、審査を行った。

① 本件対象文書A

a イニシャル（障害名）

b 園長、主任及び担任の印影

② 本件対象文書B

c 名前

d 生年月日

e 保育年齢

f 保育歴

g 家族構成

- (イ) 「a イニシャル(障害名)」、「b 園長、主任及び担任の印影」、「e 保育年齢」、「f 保育歴」及び「g 家族構成」については、個々の箇所をもって特定の個人を識別することはできないものの、本件対象文書に記載された他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報であり、条例第4条第2号に該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (ウ) 「c 名前」及び「d 生年月日」について、これらは公にすることにより特定の個人を識別できる情報であると同時に、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第4条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第4条第5号による不開示情報該当性について

- (ア) 条例第4条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、未成熟、不確実な情報は誤解や混乱を生じうることから、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、開示することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある情報については、不開示とすることを定めたものである。

この条例の趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第5号に該当するとして、不開示とした箇所について審査を行った。

- (イ) 「本件対象文書A」のうち、上記a及びb以外の情報並びに「本件対象文書B」のうち、上記c、d、e、f及びg以外の情報については、保育事業を適切に行うために、保育職員が園児の様子等をできるだけ詳細に観察するし、適正な保育指導を行うことが前提となっている。そのためには、園児のありのままの姿を記録する体制及び環境が不可欠であるので、保育事業は、園児、園児の保護者、保育職員等それぞれの信頼関係を前提に行われていると認められる。そしてこの信頼関係が損なわれた場合、園児の保護者等が不信感を抱き記録の実施を拒否する等心理的抑制が働き、園児の記録等が正確に把握できなくなる等保育指導に影響を及ぼし、以後の保育事業の執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、本件対象文書の審査から不開示とした根拠条文は、条例第4条第5号に該当するのではなく、条例第4条第6号に該当する可能性があるかと判断する。条例第4条第6号は、行政の事務事業の実施に関する情報で、その性質上、公にすることにより、当該事務事業を実施する意味を喪失するもの、経費が著しく増大するもの、特定のものに不当に利益を与えることとなるもの等については、事務事業の公正又は適正な実施を確保する観点から不開示とすることを定めたものであり、上記審査から条例第4条第6号に該当することにより不開示とする判断が妥当であると判断する。

6 結論

以上のことから、本件については、上記 1 記載のとおり判断した。

7 審査会の意見

実施機関が公文書の開示を行うにあたっては、原則開示を基本とするものであり、その例外として取り扱われる不開示もしくは一部非開示の決定を行うこととなる。

実施機関は、条例の趣旨を十分に踏まえ極力開示できるよう公文書作成等に努められたい。

また、条例第 4 条各号該当性について個々具体的に十分なる検討を行うように努められたい。